

平成 25 年度 インターライ・ケア研究会総会・学会（平成 25 年 11 月 16 日（土））

15：00～17：00 パネルディスカッション「介護事業と地域の連携」

介護給付適正化の推進

鹿屋市保健福祉部 部長 徳留 浩二 氏

介護給付適正化は、介護保険制度に対する信頼の確保と制度を持続可能なものにしていくうえで、一番大事なものだと考えています。介護保険制度が始まった平成 12 年度と平成 24 年度とを比較すると、鹿屋市では要介護者数が 3,442 人から 5,650 人へと約 1.64 倍に、介護給付費は 42 億円から 90 億円へと 2.2 倍に増加しています。全国的に見ても毎年 4,000 億円増えており、今後も増え続けていくと予想されます。鹿屋市の介護保険料は当初 3,360 円でしたが、鹿児島県で 2 番目に高い、現在は 5,990 円です。

行政職の反省として、“逃げの行政”という姿勢があります。税・介護保険料などの収納率が落ちると経済情勢が厳しいから、制度的に問題があるとか他人事のように逃げ腰の説明をする習慣があります。しかし、経済情勢が厳しいのは全国どこも一緒ですので、言い訳になりません。私たち行政職員がこうした「反省と責任」を自覚し、いかに改革し新しいシステムをつくっていくかが重要です。私は平成 23 年に介護福祉の部署に来て、この 2 年 6 ヶ月の間に介護、福祉、障がい、健康づくりなど 4 つの計画を策定しました。ただし、単に理念、方針、目標をつくって宣伝して終わりではなく、これらを具体的にどうしていくか、本質的な部分の分析と評価をきちんと行うことが重要です。

また、行政は職員が 5 年で異動してしまうため、継続性がないと言われます。行政の継続性を保つためには、自分がその職責に入ったとき、必要な理論・知識・実践方法を学ぶと同時に、事業者や関係者のみなさま方からいろいろなことを教えていただき、応用力を高めていく必要があります。職員の取り組みが鍵となりますので、打ち上げ花火で終わらせないように取り組んで参りたいと思います。

これから先、市民の負担増は避けられません。

まず、消費税が 2014 年 4 月に 8%、2015 年 10 月に 10%へと 2 段階で上がります。2 回目の増税は第 6 期の介護保険制度の改正時期と重なります。

二つ目に「物価上昇 2%」という目標が掲げられていますが、現実には家庭における支出が 10%上がらなければ、この 2%は達成できないと言われてしています。

三つ目に国民健康保険の負担増です。当市では、この 3 年間で 2 回の引き上げが行われました。

市民の方々の血税を大事にしつつ介護保険料を上げざるを得ない状況の中、適正化対策として、鹿屋市は平成 25 年 4 月に地域支援係を設置しました。県で 2 番目に高い保険料に対する説明責任を果たしていくことを踏まえ、

- ①体制に応じた事業効果と成果を前提とすること
- ②仕組みの浸透と事業者の協力体制を図ること
- ③介護保険制度のモデル事業として国・県と連携を図ること

を基本方針に定めています。行政は国からくる制度やお金で手当てすることはできませんが、現実の課題への対応はできません。そこは事業者の方々が担い、行政へフィールドバックしていただきながら解決していくほかないと思います。そのためには、組織のトップである首長が理解し一緒に汗をかきながらリードしていくことが手っ取り早い方

法だと考えています。

地域支援係では、適正化業務に特化し認定調査員の指導・研修や地域密着型事業所の指導監査・外部評価・事故報告、介護適正化事業の推進等のさまざまな事業を行っています。これらを通じてすべての事業の流れがわかり、事故原因などもわかる仕組みをつくりました。また、保健福祉部には高齢福祉課、健康増進課、健康保険課があります。当然、これら3課の連携が不可欠であり、さらに地域包括支援センターにも介護予防事業と介護適正化事業を一緒に取り組んでいただいています。合わせて、介護予防事業は健康増進課の保健師が関わります。保健師は行政にとってはキーマンだと認識していますが、まだ有効活用しきれていないと感じています。今後、保健師のあり方を政策的な視点で考えていくことが、課題の1つです。

適正化の具体的な取り組みとその課題として、「国保連合会適正化システムの活用」「医療情報との突合チェック」「ケアプランのチェック」等が大半で、費用対効果が低い点が挙げられます。効果が低い理由は人員不足や体制不備にあります。さらには相次ぐ制度改革に伴う事業所の経営圧迫により、必要以上に利用者のサービスの単価を上げるといった不適切な給付の増加も予測されます。

鹿屋市では、この1年で有料老人ホームが700床へと倍増しています。中央では住宅不足が指摘されていますが、地方では施策的に少し“返り”があるのではないかと思います。しかし制度ですので、申請する以上は福祉の心を持って事業展開していただかなくてはなりません。そこで、適正なサービス提供の追求と不必要な給付の未然防止を目的に、通知なしでの立ち入り検査や全事業を一同に集めた適正化指導を実施しています。さらに市の指導が及ばないデイサービス等の事業所に対し、県と連携した統一的指導を行い、個別指導の徹底を図っているところです。

また、ケアプランの点検、指導の徹底のため、指導体制を見直し、係を再編しました。地域包括支援センターの機能強化として、1名増員を執行しました。これは単に従来の延長線上の仕事を行う人ではなく、予防に特化して担当する人員です。合わせて、ケアプラン指導チームと作業チームを設置しました。まだ設置したばかりで機能していない状態ですが、これから先進地などを参考にして、効率的な指導体制を築いていきたいと考えています。

指導体制と情報提供の問題に関連して、ある事業者から「行政からの情報が行き届いていないのではないかと」「制度を理解して運用していくのは行政の仕事ではないのか」と言われたことがあります。それも一理ありますが、事業をする以上は事業者側もきちんと勉強することが第一義と考えます。ただ、そうやってしまうと解決しませんので、総合的な指導体制や情報提供の仕組みの必要性も感じています。鹿屋市ではグループホーム連絡協議会が組織された後、住宅型有料サービスの事業所ができましたが、介護事業を担っているという意味では同じ立場だということで、この方々も協議会に入っただき、一緒に活動していただいています。これによって行政も情報発信しやすい環境となり、非常に有り難く感じています。

今後、介護を必要としない高齢者に対するホームヘルプサービス、デイサービス、家族介護の支援など、介護予防を取り入れた事業に関わる制度の改正が予定されています。要支援1・2が外され、市町村が負うことになってきたとき、それらをどう引き受けていくのか、今、まさに突きつけられている思いです。行政がマネジメントを果たしながら地域包括支援センター及び事業者と連携していかなければならないと思います。

いつまでも元気に暮らせる社会、元気な高齢者の支援を目標に掲げていますが、保険

料が高いため、要介護認定率の引き下げも同時に考えていく必要があります。これにあたり、鹿屋市が包括的なマネジメントによる進行管理と評価を行いつつ、医師会や歯科医師会、薬剤師会並びに鹿屋体育大学の支援を受けながら、進めていくことが重要だと考えています。さらに、すでに多くの介護予防の取り組みを行っていますが、協働による支えの充実・拡大も含めて、現在、取り組んでいるところです。

要支援、要介護になるおそれのある方に対しては、申請を却下された時点でどのような支援ができるのか、予防プランを作成するのか、自宅での運動指導をどうするのか。そして要支援1,2の方には訪問介護・通所介護の充実、例えば30分の介護予防の訓練があるとすれば、それを15分延長して45分にして予防を推進する方法もあります。市と地域包括支援センターによるマネジメントをベースに、作業チーム・ケアプラン指導チームを置き、そういったメニューを1つ1つ考えていきたいと思っています。

「利用者と鹿屋市との連携」は、一義的な入口と言えます。利用者に対する情報提供の流れを構築し、適正なケアプランとなっているかを相互に確認できる仕組みづくりと、情報提供に取り組んでいきたいと思っています。利用者・市民への情報提供については、正直なところまだ模索の段階です。できるだけ具体的にわかりやすい情報のあり方、語りかけるような情報提供を、ホームページを工夫しながら進めています。同時に、広報誌を使った宣伝活動を1~2回に済ませず、常に意識して行う必要があると考えています。

現在、鹿屋市では民間や町内会、協議会、認知症キャラバン・メイト連絡会といったたくさんの事業が行われています。その中で、協働による介護予防の実施がまだ「点」の状態であると感じます。これを「線」に結びつけ、立体的な取り組みに発展させていきたいです。

地域福祉の向上において、医師会・歯科医師会・薬剤師会・介護事業者、消防署等の連携が不可欠であると考え、平成24年度に連絡会を設立しました。その後1カ月足らずで、介護施設入所者を対象に2,000件の情報提供カードをつくり、救急搬送されたときの対応システムを構築しました。今後はさらに、地域包括ケアの支援として、こうした具体的な連携体制の整備と効果的・効率的な運営の強化に努めていきたいと思っています。

行政は協働という言葉を使ってはいても、正直、自らが協働したことはありません。私はNPOの理事を務めており、それを批判的に見る人もいます。しかし、NPOに所属することで自ら協働を体験し、協働とは何なのかを情報発信できていると思っています。

行政は人・もの・金・情報をたくさん持っています。これは国民・市民の財産です。現在は各市町村でオープンデータ化が進んでいます。私も保健福祉分野の情報を全部出しなさいと、職場で指示をしています。同じ土俵で同じ情報を持って課題を共有し合わなければ、相撲はとれない、協働はありえないのです。これは、パートナーとして一緒に取り組んでいくうえで、行政に最も求められることです。

「国から県へ」「県から市」という地方分権の話がたくさん出ていますが、本当の地方分権は「市(行政)から住民のみなさんへ」、一緒に鹿屋市をつくっていきましょと呼びかけることではないでしょうか。そうするためにも、行政は政策をきちんと出さなくてはなりませんし、隣の町と一緒に取り組んでいかなければならない。今、隣の町とは疎遠になってしまっていますが、地方分権の今だからこそ、市町村が団結して大隅半島をどうつくっていくのか考えていくことが一番大事だと思っています。